

みなさん、こんにちは。じめじめとした梅雨の季節もようやく終わり、暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。今回の節税コラムでは生命保険を活用した節税についてお話します。生命保険はあくまでも、万が一のことがあった時のことを考え加入するものですが、上手く活用すれば節税につなげることも可能となります。

退職金の支給に備える

生命保険の保険料は契約内容によってはその全額、もしくは半額を法人の経費として計上することが可能です。もし仮に全額経費になる保険の保険料を年間 100 万円支払ったとすると、 $100 \text{万円} \times 40\%$ （法人税等の税率を 40% と仮定します）の 40 万円が年間で節税できます。これを 10 年間継続した場合、合計で 400 万円もの節税になります。

しかし、もしこの保険を解約して 10 年間掛けてきた保険料が戻ってきたらどうなるでしょう。保険契約を解約したときの返戻率を 60% と仮定して 600 万円の返戻金が支払われた場合、これを雑収入として収益に計上しなくてはなりません。そうすると $600 \text{万円} \times 40\%$ の 240 万円の法人税等がその年に発生してしまいます。

上記の例のようになってしまうとせっかくの節税も意味をなしません。節税としての効果を十分に発揮するためには、保険をどのタイミングで解約するかが重要な鍵となります。そこで、保険を解約する時の有効な手段として、解約返戻金を退職金として支給するという方法があります。「退職金を受け取った人には所得税が発生してしまうのでは？」と思われるかもしれませんが、しかし、退職金は税制上とても優遇されており、所得から免除される額が大きいのです。

退職金の支給に備えるために保険料を支払うことによって、各年の法人税が抑えられます。さらに退職金の支給を受ける時も所得税が抑えられます。具体例を挙げると、例えば 20 年勤続された場合には $40 \text{万円} \times 20 \text{年}$ の 800 万円が退職金より控除されます。つまり、600 万円の退職金の支給を受けたとしても、個人に所得税は課税されないことになるのです。

	退職金を支給しなかった場合	退職金を支給した場合
法人所得	600 万円	0 円
法人税額	240 万円	0 円
個人所得	0 円	0 円
所得税額	0 円	0 円
税負担合計	240 万円	0 円

※法人税率を 40% として計算しています。



以上のように、生命保険で節税を考える場合、どの様な保険に加入するかということだけでなく、保険を解約する時の事も考えておくことが重要です。保険に限ったことではありませんが、常に先を見越して対策を講じることが大切です。計画的な経営こそが一番の節税と言えるのではないのでしょうか。尚、保険の種類によっては保険料の全額が経費にならないこともあります。また、解約のタイミングを誤ると節税の効果を得られなくなりますので、生命保険の加入を検討される際は弊社担当者までご相談ください。

（文責 金岩 宏和）